

平成 24 年 11 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

**「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド(愛称:りそな ペア・ハイ インカム)」
信託約款の変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド(愛称:りそな ペア・ハイ インカム)」(以下、「本ファンド」といいます)につきまして、平成 24 年 12 月 12 日付で、下記の通り信託約款の変更を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

この信託約款の変更は、本ファンドが投資する投資信託証券の見直しに伴うものであり、本ファンドの投資態度等において実質的な変更はございません。

なお、法令に基づき、平成 24 年 11 月 5 日から平成 24 年 12 月 5 日までの期間、上記の信託約款変更に対する異議申立てを受付けておりますが、平成 24 年 11 月 1 日までに本ファンドの取得をお申込みになり、これに伴い取得した受益権が対象となります。それ以降に取得した受益権については異議申立ての対象とはなりません。また、異議申立ての受益権の合計口数が、平成 24 年 11 月 5 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款変更を行いません。

敬具

記

1. 変更の内容

本ファンドの組入れ投資信託証券を下記の通り入れ替え、より広範なポートフォリオの組成と米国のハイイールド市場での更なる投資機会の獲得、またそれに基づくパフォーマンス享受の機会拡大をめざすものです。

①組入れから除外する投資信託証券

「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」

②新たに組入れる投資信託証券

「TCW ファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド(X) シェアクラス)」

2. 信託約款変更に係る異議申立ての手続きおよび日程

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ①法定公告日 | 平成 24 年 11 月 5 日 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 平成 24 年 11 月 5 日～平成 24 年 12 月 5 日 |
| ③信託約款の変更予定日 | 平成 24 年 12 月 12 日 |
| ④信託約款変更の適用予定日 | 平成 25 年 1 月 7 日 |

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

使用開始日：2012.06.13

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

追加型投信／海外／債券

愛称: りそな ペア・ハイインカム

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年6月12日に関東財務局長に提出しており、平成24年6月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	北米・欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日：1971年11月22日

資 本 金：12億円(2012年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆3,793億円(2012年3月末現在)

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として、米国のハイイールド債市場へ投資するファンドと、欧州のハイイールド債市場へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

◎ファンドの特色

1 原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

- ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲイン^{※1}やキャピタル・ゲイン^{※2}を分配原資とします。
- 運用状況(基準価額水準および市場動向)等によっては分配を行わないこともあります。
- 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。
 - ※1 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。
 - ※2 有価証券等を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

2 米国と欧州のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)に投資します。

- 米国と欧州のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)に投資することにより、高い利息収益の獲得を目指しつつ、分散投資により信用リスク[※]の低減に努めます。
 - ※発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

3 市場と通貨がペアです。

- 米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。
- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資します。
 - *米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4 2つの運用会社が運用を行う、2つのファンドに投資します。

- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)[※]」とアムンディが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド」の毎月分配クラスに投資します。組入比率や組入対象の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。
 - ※2012年2月14日付けで、PCAアセット・マネジメント株式会社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社に商号を変更しました。これに伴い、ファンドの名称が「PCA米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)」から上記名称に変更になりました。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

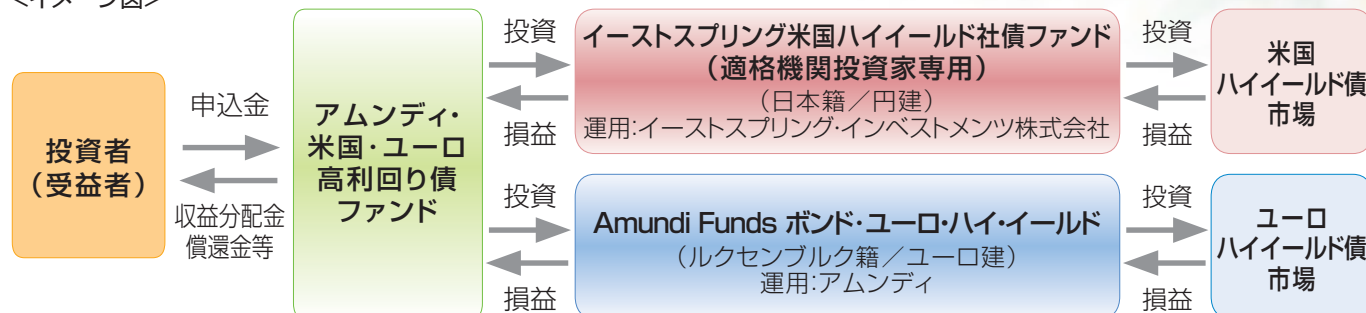
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



<主要投資対象とするファンドの概要>

イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド （適格機関投資家専用）

設 定 日：2004年3月22日

投 資 対 象：マザーファンドを通じて主に米国の
高利回り社債

参 考 指 数：BofAメリルリンチ・USハイイールド・
インデックス (BB)×70%
+同インデックス (B)×30%

..... **A**

純 資 産：約151億円（2012年3月末現在）

運 用 会 社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
投資顧問会社：ピーピーエム アメリカ インク

Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド

設 定 日：2001年6月4日

投 資 対 象：主に欧州の高利回り社債

ベンチマーク：BofAメリルリンチ・ヨーロッパ・
カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・
インデックス (BB-B)

..... **B**

純 資 産：約473百万ユーロ（約519億円、1ユーロ＝
109.80円で換算）（2012年3月末現在）

運 用 会 社：アムンディ

<ファンドの参考指数> 上記 **A** の参考指数、**B** のベンチマークから算出される合成指数です。

ファンドの参考指数＝ **A** 参考指数×50%＋ **B** ベンチマーク×50%

* 上記BofAメリルリンチの各インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しておりますが、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連もしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはアムンディ・ジャパン株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、アムンディ・ジャパン株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

■イーストスプリング・インベストメンツ株式会社概要

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社で、日本における資産運用会社です。最終親会社は英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社グループの運用資産総額は2011年12月末現在約3,510億ポンド（約42兆円、1ポンド＝119.81円）に上ります。なお、最終親会社およびイーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

* PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。

■ピーピーエム アメリカ インク (PPMアメリカ) 概要

マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクはグループの米国における資産運用会社であり、安定性が重視される生命保険や年金の資産運用を中心に行っています。特に社債の運用には強みを持っており、信用分析に基づくスプレッドの獲得により超過収益を追求する運用を得意としています。同社の債券を中心とした運用の資産額は2011年12月末現在約856億米ドル（約6.7兆円、1米ドル＝77.74円）に上ります。

■アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で6,586億ユーロ（約66兆円、1ユーロ＝100.71円で換算。2011年12月末現在）を超え、欧州第2位^{*}、世界ではトップ・テン^{*}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2011年6月版（数値は2010年12月末現在））

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

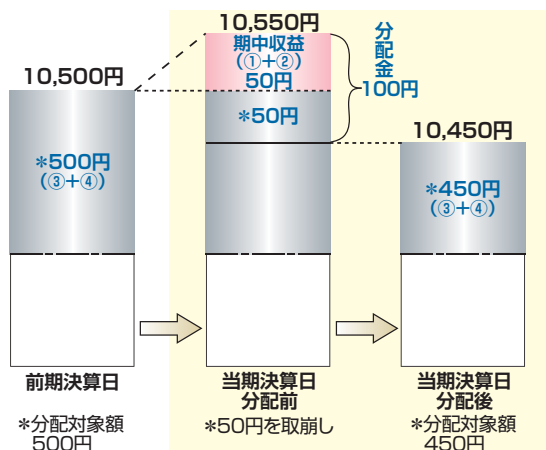
投資信託で分配金が支払われるイメージ



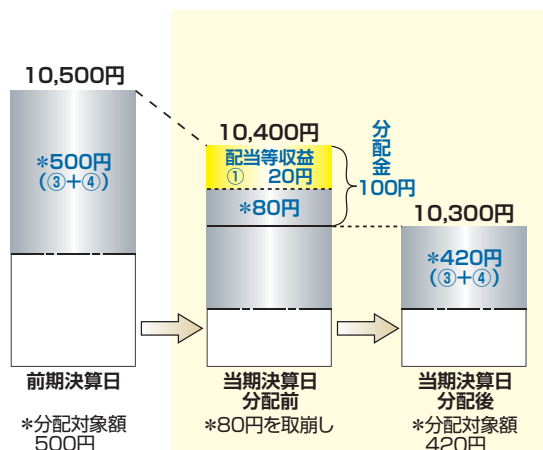
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

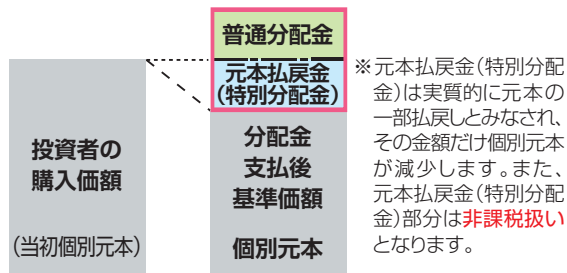


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

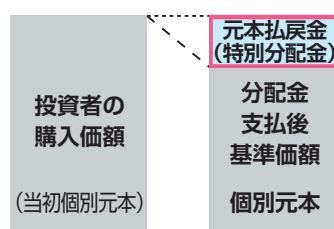
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ハイイールド債について

ハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)：

ハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)とは、債券等の格付機関(スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている債券をいいます。投資適格債と比較して信用リスク*が高い反面、期待収益率が高い特徴があります。

*発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

格付：

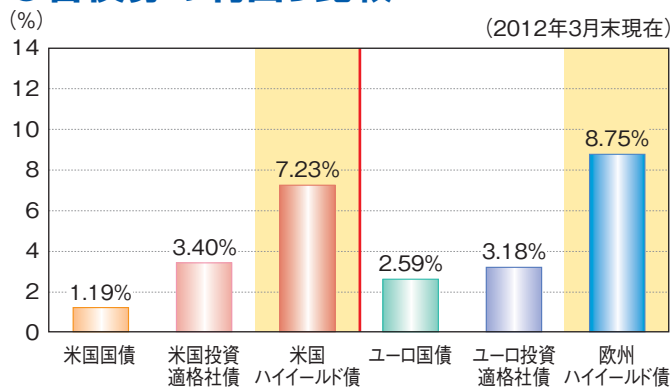
格付とは、債券などの元金および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元金および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

◎債券の格付・利回りと信用リスク

	スタンダード&プアーズ社		ムーディーズ社	
	AAA	+	Aaa	1
投資適格債 (BBB 格以上)	AA	—	Aa	2
	A	+	A	3
	BBB	+	Baa	1
	BBB	—	Baa	2
ハイイールド債 (高利回り債／ 投機的格付債) (BB 格以下)	BB	+	Ba	3
	BB	—	Ba	1
	B	+	B	2
	B	—	B	3
	B	+	B	1
	B	—	B	2
	B	+	B	3
	B	—	B	1
	CCC	—	Caa	2
	CCC	+	Caa	3
	CC	—	Ca	2
	C	—	C	3

出所：2012年3月末のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

◎各債券の利回り比較



出所：パークレイズ・ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*税金・費用等は考慮しておりません。

*米国国債にはパークレイズ米国国債インデックス、米国投資適格社債にはパークレイズ米国投資適格社債インデックス、米国ハイイールド債にはBofAML・USハイイールド・マスターII・インデックスを使用しています。

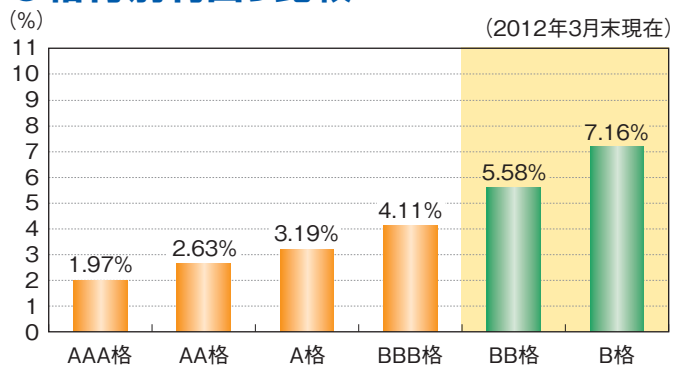
*ユーロ国債にはパークレイズ・ユーロ国債インデックス、ユーロ投資適格社債にはパークレイズ・ユーロ社債インデックス(投資適格社債のみ)、欧州ハイイールド債にはBofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・インデックスを使用しています。

*上記の「各債券の利回り比較」における米国、欧州各国債・投資適格社債のインデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。(以下本書において同じ)(2012年3月末現在)

*上記BofAMLの各インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。(2012年3月末現在)

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

◎格付別利回り比較



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。AAA格～BBB格：BofAML・USコーポレートインデックス、BB格～B格：BofAML・USハイイールド・インデックスを使用。

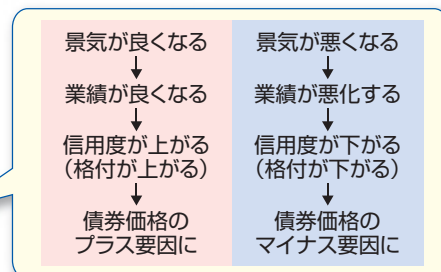
社債の特徴と魅力

◎企業業績も債券価格に影響します

景気回復時には、企業業績が改善し、社債の価格の上昇が期待できるという一面もあります。

■金利・企業業績と債券価格(イメージ)

	債券価格	
	国債	社債
金利上昇	↓	↓
金利低下	↑	↑
企業業績改善	中立	↑
企業業績悪化	中立	↓



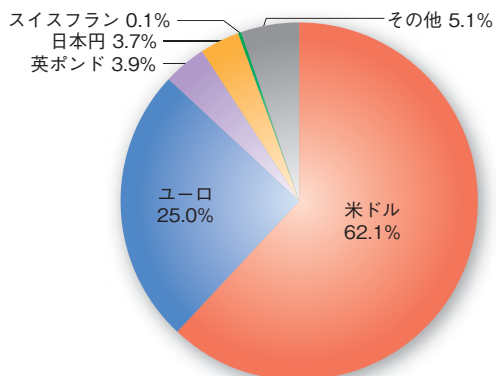
*上記表は、過去の事実から得られた一般的な傾向・特徴を示したものであり、現在および将来の債券の値動きが上記表の通りとなることを示唆または保証するものではありません。

米国債券市場、ユーロ債券市場に投資する理由

◎米ドルとユーロは世界の2大通貨です

基軸通貨である米ドルと国際金融市場での存在感が増すユーロは、世界の2大通貨です。

■外貨準備通貨別保有割合 (2011年第4四半期：推計値)



●外貨準備とは、通貨当局が為替介入に使用する資金であるほか、通貨危機などによって、他国に対して外債建債務の返済などが困難になった場合に使用する準備資産のことを言います。

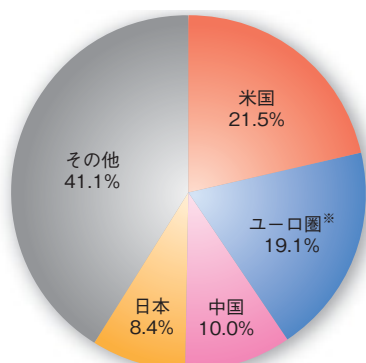
出所：IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER)」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
*未報告分は除く。

◎米国とユーロ圏は世界経済の中心です

世界のGDPの約40%を米国、ユーロ圏*が占めています。

■主要国・地域の名目GDPシェア (2011年：推計値／米ドルベース)



●GDP(国内総生産)とは、国内で生み出されたモノやサービスの金額を合計したものです。その国の経済の力の目安によく用いられます。

出所：IMF「World Economic Outlook Database September 2011」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインの17か国。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

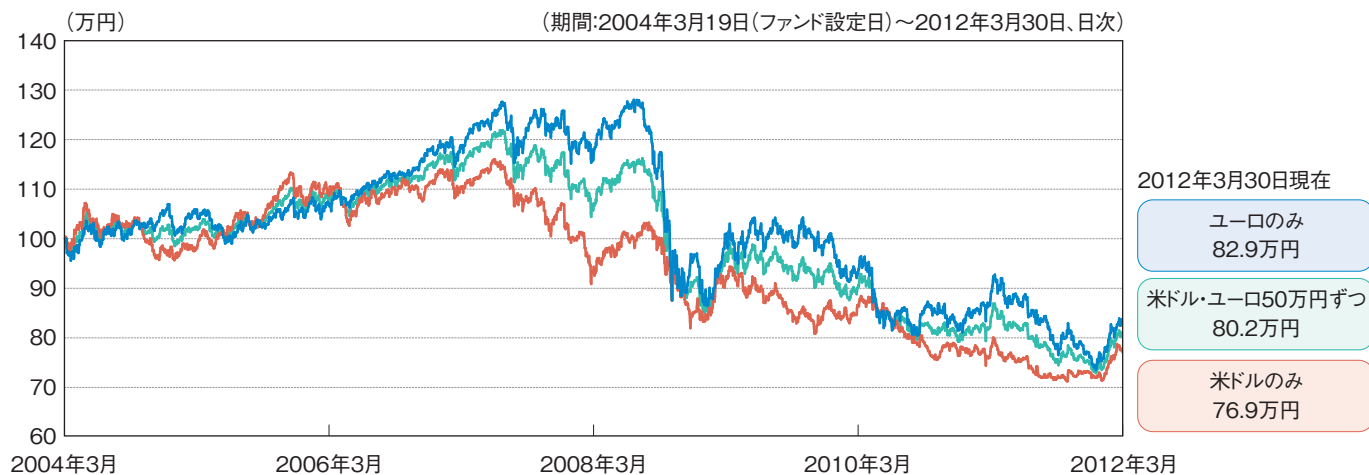
為替の推移

◎米ドルとユーロのペアの効果

ファンドは、米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

■米ドルとユーロに投資した場合

「米ドル100万円」、「ユーロ100万円」、「米ドルとユーロ50万円ずつ」投資した場合



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*金利収入・為替手数料等は考慮していません。

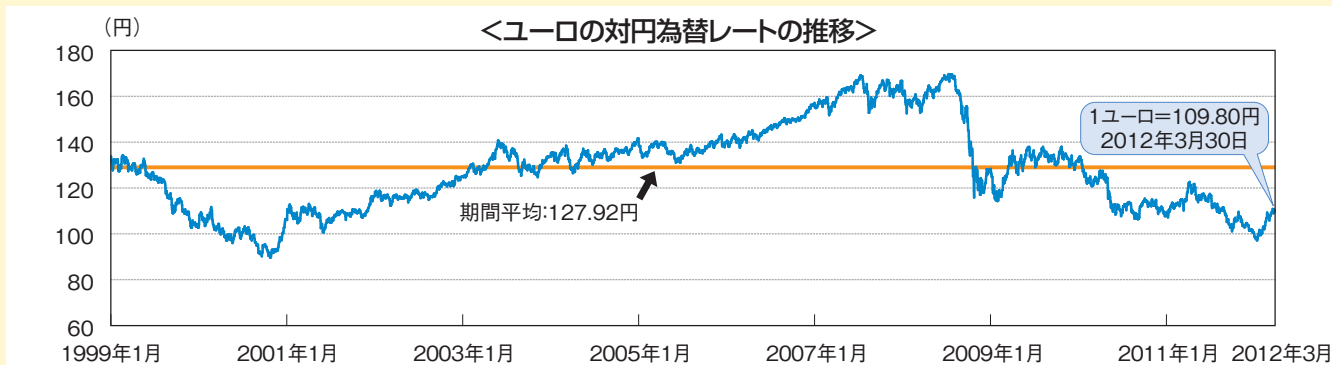
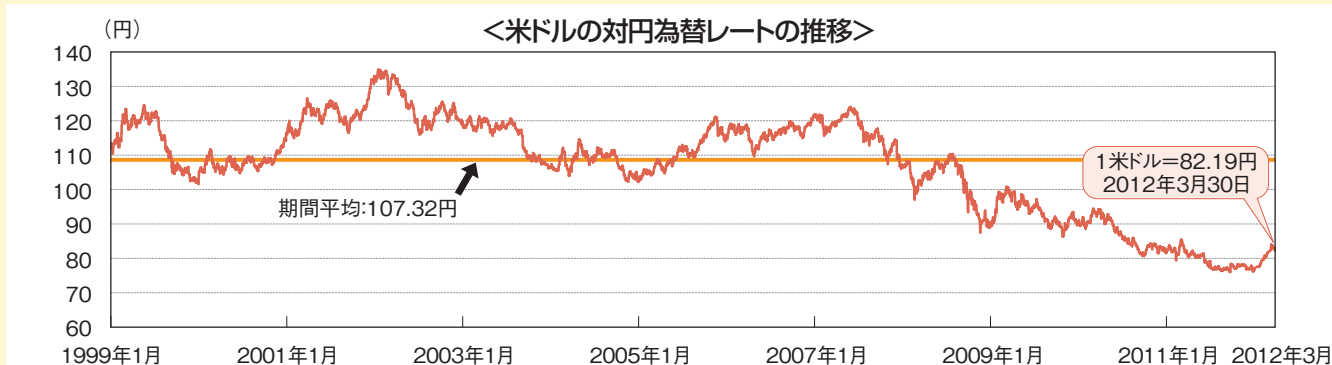
*過去のデータに基づき作成したものであり、将来を示唆あるいは予測するものではありません。

*上記は一例であり、実際のポートフォリオは米ドルとユーロが均等（50%ずつ）とは限りません。

*投資対象地域・通貨を分散した場合でも、円独歩高など外国為替相場の変動等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

■対円為替レートの推移

(期間:1999年1月4日～2012年3月30日、日次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場および欧州債券市場のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。**当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場および欧州債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、米ドルおよびユーロに対して円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドが組入れる投資信託証券は、主にダブルB格（BB+／Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB－／Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

3. ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

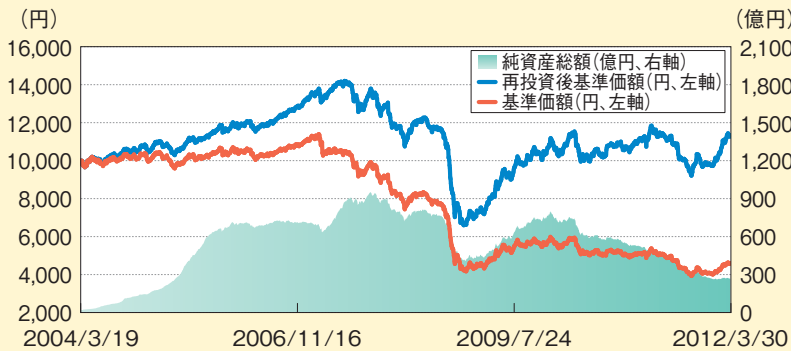
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	4,564円	純資産総額	261.5億円
------	--------	-------	---------

◎分配の推移

決算日	分配金
91期(2011年11月14日)	35円
92期(2011年12月12日)	35円
93期(2012年1月12日)	35円
94期(2012年2月13日)	35円
95期(2012年3月12日)	35円
直近1年間累計	510円
設定来累計	6,586円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)	49.30
Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	49.46
現金等	1.23
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	BB-
平均最終利回り(%)	7.29
平均直接利回り(%)	7.55
修正デュレーション(年)	4.26
組入全銘柄数	389

*ファンドが投資している投資信託証券の2012年3月30日現在のデータに基づいています。
*平均格付とは、基準日時点でファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

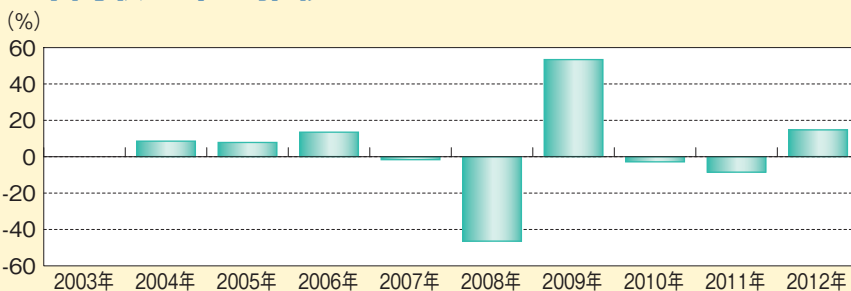
◆組入ファンドの上位5銘柄

イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド ^{*1}			Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド		
銘 柄	クーポン(%)	比率(%)	銘 柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*2}
1 フロンティア・コミュニケーションズ	9.000	2.18	1 ケーブル・ドイツ	6.500	1.53
2 フォード・モーター	7.450	1.71	2 ISSファイナンス	11.000	1.52
3 インターナショナル・リース・ファイナンス	5.650	1.57	3 ボンバルディア	6.125	1.37
4 ヨンカーズ・レーシング・コーポレーション	11.375	1.45	4 テレネット・ファイナンス	6.375	1.33
5 スタンダード・パシフィック	8.375	1.44	5 バージン・メディア・ファイナンス	8.875	1.33

*1 ファンドの名称がPCA米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドから上記名称に変更になりました。イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの組入銘柄と同マザーファンドの組入有価証券時価総額に対する割合です。

*2 比率は、Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2004年は設定日(3月19日)から年末までの騰落率、2012年は年初から3月30日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期 間	騰落率(%)
1 ヶ月	2.21
3 ヶ月	14.71
6 ヶ月	18.42
1 年	-1.22
3 年	45.89
設定来	12.53

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日ならびに日本の銀行休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合）には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時 [※] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成24年6月13日から平成25年6月12日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。（設定日：平成16年3月19日）
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 3.15% (税抜3.00%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.05% (税抜1.00%)以内 ^{※1} を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※1 平成24年3月30日現在：年率0.9975% (税抜0.95%) 〔信託報酬の配分〕 (年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
	0.21% (税抜0.20%)以内 ^{※2}	0.7875% (税抜0.75%)以内 ^{※3}	0.0525% (税抜0.05%)	
	※2 平成24年3月30日現在：年率0.21% (税抜0.20%) ※3 平成24年3月30日現在：年率0.735% (税抜0.70%) 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。			
	投資対象とする投資信託証券	「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)」 純資産総額に対して年率0.735% (税抜0.70%) ----- 「Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド」 純資産総額に対して年率0.60% [※] (毎月分配クラス) ※日本国外においてかかる費用 (日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬) に関しては消費税等が課されません。		
	実質的な負担	純資産総額に対して 年率約1.6566%[※] (税込・概算値) 平成24年3月30日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。 ※ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によって、実質的な信託報酬率は変動します。		
その他の費用・手数料	実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。 監査費用等 (上限85万円 (1回当たり、税込) (本書作成日現在))は3月および9月の計算期間の末日の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

- ◆上記は、平成24年3月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント